

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	東北財務局長	
【提出日】	2026年6月15日	
【会社名】	株式会社倉元製作所	
【英訳名】	KURAMOTO CO.,LTD.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 星 彰治	
【本店の所在の場所】	宮城県栗原市若柳武鎗字花水前1番地1	
【電話番号】	0228(32)5111（代表）	
【事務連絡者氏名】	代表取締役社長兼CFO 小峰 衛	
【最寄りの連絡場所】	宮城県栗原市若柳武鎗字花水前1番地1	
【電話番号】	0228(32)5111（代表）	
【事務連絡者氏名】	代表取締役社長兼CFO 小峰 衛	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	400,011,300円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）	

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	3,418,900株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

(注) 1. 本有価証券届出書による当社普通株式(以下「本新株式」といいます。)に係る募集(以下、「本第三者割当増資」といいます。)は、2026年6月15日(月)開催の取締役会において決議したものであります。

2. 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋兜町7番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	3,418,900株	400,011,300	200,005,650
一般募集			
計(総発行株式)	3,418,900株	400,011,300	200,005,650

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額です。また、増加する資本準備金の総額は、200,005,650円です。

##### (2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
117	58.5	100株	2026年7月1日(水)		2026年7月1日(水)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。割当予定先の概要については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は、会社法上の増加する資本金の金額であります。
3. 申込み及び払込みの方法は、払込期日までに募集株式の総数引受契約(以下、「本総数引受契約」といいます。)を締結し、払込期日までに後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
4. 本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに割当予定先との間で本総数引受契約を締結しない場合、割当予定先に対する第三者割当による新株発行は行われなないこととなります。

##### (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社倉元製作所 管理本部	宮城県栗原市若柳武鎗字花水前1番地1

##### (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行神田支店	東京都千代田区神田小川町1-1

### 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

### 4【新規発行による手取金の使途】

#### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
400,011,300円	4,140,000円	395,871,300円

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、登記費用1,440,000円（登録免許税を含む）、弁護士費用1,500,000円、割当先調査費用1,200,000円を予定しております。なお、発行諸費用の内訳については概算額であり、変動する可能性があります。

3. 調達資金を実際に支出するまでは、当社預金口座で適切に管理する予定であります。

#### (2)【手取金の使途】

資金調達の目的

(過去の資金調達)

当社は、2020年3月30日に産業競争力強化法に基づく事業再生ADR（以下「ADR」といいます。）手続が成立し、事業再生に注力して参りました。しかしながら、翌年2021年度は、新型コロナウイルスによる受注減により収益状況が悪化したため、銀行借入金の弁済及び運転資金を確保すべく、2021年4月16日に第三者割当により、株式305百万円、及び第2回新株予約権証券2百万円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額180百万円）を発行いたしました。このうち株式による調達資金305百万円につきましては、2021年12月末までに金融債務の弁済金として115百万円及び運転資金190百万円（株式等の新規発行諸費用5百万円を含む。）の合計305百万円を充当いたしました。新株予約権の行使による資金は、行使期間が満了する2024年4月までに169百万円を調達し、全額運転資金として充当いたしました。

2023年12月期は、その当時に当社の主力事業であった基板加工事業の業績悪化を受けて、事業再生ADRの相手方である債権者（銀行3行と銀行より債権譲渡を受けた債権回収会社1社。以下「ADR債権者」という。）に対して、2023年12月の金融債務の弁済139百万円の半年間の返済猶予の合意を取付け、2024年4月に、ADR債権者に対して負担する金融債務（以下「ADR債務」という。）139百万円の弁済資金及び運転資金48百万円を確保すべく、あらたに株式187百万円（発行諸費用差引後）及び第3回新株予約権を発行し、株式で調達した187百万円についてはADR債務の弁済金に139百万円、運転資金に48百万円を充当しました。

2024年4月10日発行の第3回新株予約権につきましては、2025年10月17日付開示資料「新株式発行及び新株予約権（第3回・第4回）発行による調達資金の資金使途及び支出予定時期の変更並びにペロブスカイト太陽電池事業の進捗に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、第3回新株予約権の発行に伴って、当社では、半導体関連事業への設備投資119百万円、ペロブスカイト太陽電池への設備投資106百万円、半導体事業推進のための事業買収資金（半導体成膜装置向けパーツの加工業を営む企業及びその他の半導体材料応用製品の研究開発企業の買収）282百万円にそれぞれ充当する予定ですが、本日現在において、株価が権利行使価額の140円を下回っていることもあり、割当先である当社取締役の渡邊敏行の都合により、その権利行使は一切なされておりません。

なお、渡邊敏行は、保有する他の銘柄の株式を売却して、行使資金を捻出する方針を表明しておりますが、権利行使の原資となりうる他の銘柄は1銘柄で、現時点で当該1銘柄を売却すると損失が出ることから、時期を見ながら出来る限り早期に当該保有株式を売却して権利行使資金を捻出する方針を表明しています。

また、行使されない新株予約権について、自己新株予約権として取得し消却することも選択肢として考えられますが、当該新株予約権は取得条項が付されておらず、当社といたしましては、強制的な自己新株予約権の取得は困難であるため、現時点では、消却は検討しておりません。

2024年12月期は、当社の財務体質を強固なものにすべく借入金残債務の弁済と抜本的に収益構造を変革するために、さらなる新規事業として次世代型太陽電池であるペロブスカイト太陽電池の量産化に向けて事業を開始すべく、2024年8月に第三者割当増資により新株式を発行し797百万円（発行諸費用差引後）を調達いたしました。資金使途といたしましては、2024年12月末に返済予定のADR債務139百万円、ペロブスカイト太陽電池関連では、ペロブスカイト太陽電池のガラス、フィルム型両用プラントへの設備投資（総額998百万円。太陽電池のガラス、フィルム型両用プラント用設備で生産能力は年産1MW。具体的な設備としては、ガラス洗浄機、フィルム貼り付け機、レーザーエッチング、塗布装置、レーザーマーキング装置、測定器、自動搬送設備、吸収層フィルム剥がし機等。以下「本設備投資」という。）の購入資金の一部に389百万円、ペロブスカイト太陽電池製造のための現有設備増設投資82百万円、ペロブスカイト太陽電池のガラス、フィルム型両用プラントへの設備投資（輸入消費税）102百万円、基板事業のガラス基板調達資金85百万円の合計797百万円を充当いたしました。

さらに、2024年10月、ペロブスカイト太陽電池の量産に必要な本設備投資資金として、新株式の発行により394百万円（発行諸費用差引後）を調達し、本設備投資資金として394百万円（ペロブスカイト太陽電池追加設備

の運搬費3百万円を含む。)を充当いたしました。また、本設備投資資金として第4回新株予約権の発行及び行使(2025年1月までに全額行使が完了)により109百万円を調達し、そのうち80百万円を充当いたしました。

なお、ペロブスカイト太陽電池事業の進捗につきましては、2025年10月17日付け「新株式発行及び新株予約権(第3回・第4回)発行による調達資金の資金使途及び支出予定時期の変更並びにペロブスカイト太陽電池事業の進捗に関するお知らせ」で開示しましたとおり、当社取締役の渡邊敏行を割当先として発行した第3回新株予約権の権利行使が割当先の都合により行使が遅れており、そのために現時点でもペロブスカイト太陽電池の設備投資に充当すべき106百万円の調達が未了となっていること、及び2025年3月31日付け「第三者割当てによる新株予約権発行に関するお知らせ」で開示しましたとおり、ペロブスカイト太陽電池の量産化に向けて必要となりました追加の設備投資615百万円の調達を目的に第5回～第8回新株予約権を発行いたしました。本日現在、行使による調達総額が38百万円(本日現在、未充当です。)にとどまっており、当初計画していた資金調達が完了せず、ペロブスカイト太陽電池の量産に必要な設備導入及び電気設備等のインフラ設備の改修工事が未了であることから、量産開始時期が見通せない状態が続いております。

そこで、ペロブスカイト太陽電池事業を迅速に立ち上げるべく、2025年11月17日付け「会社分割(簡易新設分割)に関する基本方針決定のお知らせ」及び2025年12月5日付け「会社分割(簡易新設分割)による子会社設立に関するお知らせ」で適時開示しましたとおり、2025年12月15日に新設会社分割により100%子会社(KURAMOTOペロブスカイト株式会社)を設立し、ペロブスカイト太陽電池事業を当該子会社に移管しました。現在、ペロブスカイト太陽電池事業に対して投資意向のある他企業との資本提携の交渉を進めており(具体的な資金調達の時期、金額、割当先等は現時点では未定)、今後、資本提携が実現すれば、ペロブスカイト太陽電池事業に必要な資金を当該子会社にて調達する予定です。なお、本日現在、ペロブスカイト太陽電池事業を行う当社の100%子会社のKURAMOTOペロブスカイト株式会社において投資パートナーが決定した事実はありません。

2025年4月には、1)ペロブスカイト太陽電池事業の追加設備投資・運転資金、2)ロボット事業の運転資金・研究開発資金、3)さらなる新規事業として、EC(電子商取引)事業、Ai高速カメラ事業、電子調光事業及び太陽光リサイクル事業を進めるための設備投資・運転資金、4)ADR債務の繰り上げ弁済資金の4つを対象として資金を調達すべく、第三者割当てにより第5回～第8回新株予約権(合計払込金額の総額2,114百万円)を発行いたしました(資金使途につきましては、次項の「今回の資金調達」(3)既発行新株予約権の取得及び消却の<第5回～第8回新株予約権証券の発行並びに行使により調達する資金の具体的な使途(変更前)>をご参照ください)。

なお、第5回～第8回新株予約権の行使により調達する資金と上述の資本提携先から子会社で調達する資金の充当方法につきましては、まず、第5回～第8回の新株予約権行使により調達する資金で、ペロブスカイト太陽電池1MWの設備に615百万円を充当する予定でした。次に、資本提携が将来実現し、子会社を通じて新たに調達する資金は、年産12MWの組み立てラインを新たに増設する資金に充当することを想定していました。ただし、資本提携先との交渉がまとまり、新たに調達する資金が、第5回～第8回新株予約権の行使よりも早く調達できた場合には、当該資金を1MW設備向けの615百万円の資金使途に充当することを想定しておりました。

#### (前回の資金調達)

こうした中で、当社の業績は、2024年12月期(連結)は売上高1,567百万円、営業利益95百万円、経常利益30百万円、親会社株主に帰属する当期純利益31百万円と黒字を確保したものの、2025年12月期(連結)は、市場構造の変化にともない、主力基板事業及び半導体事業が不振で、また、子会社のロボット事業も売上が伸び悩み、連結上ののれん償却負担(通期で390百万円)やペロブスカイト太陽電池関連の研究開発費の一括計上(863百万円)及び子会社株式(アイウイズロボティクス社)の取得に関するのれんの一括減損処理(1,486百万円)等もあり、売上高2,010百万円、営業利益1,424百万円、経常利益1,475、親会社株主に帰属する当期純利益3,084百万円となり、厳しい業績が続きました。

このような厳しい業績が続く中で、2026年12月期は、既存事業からの営業キャッシュフローでは、設備資金や借入金弁済等の財務支出に必要な資金が不足することも予想され、また、ペロブスカイト太陽電池事業などの新規事業も収益に貢献するまでにはまだ時間を要することが見込まれることから、資金調達を実施しない場合、資金不足が予想されました。

そこで、かかる資金不足を回避すべく、金融債務のうち2026年3月に140百万円、及び2026年7月に50百万円の弁済期限が到来する借入金の返済のため、2026年4月1日を払込期日とする新株式の発行により、貸付債権の現物出資(D E S)により、合計189百万円の借入金の弁済に充当いたしました。

また、ADRの金融債務112百万円の一括繰り上げ弁済及び既存事業の運転資金として82百万円に充当するため、2026年4月1日を払込期日とする新株式の発行(金銭出資)により、194百万円を調達し、2026年4月13日に、ADRの金融債務112百万円の一括繰り上げ弁済を行いました。これにより、同日をもってADR手続きを完了・終了させ、当社個別財務諸表上、無借金経営となるとともに、当社の工場財団の全担保解除を進めることができました。

また、当社は、2024年11月1日に、AIを活用した全自動業務用お掃除ロボット(以下「ロボット」という。)の開発・販売・メンテナンスサービスを提供する株式会社アイウイズロボティクス(以下、「IWR社」といいます。)を株式交換により当社の100%子会社とするとともに、2025年2月より、当社においてロボットの製造受託事業を開始し、日本で自社製造のロボット供給を拡大することも進めています。このロボット事業は、今後、市場成長が見込まれることから、当社は、中期経営計画は策定しておりませんが、中長期的に当社の中核となる事業と位置付けております。実際、大手コンビニ向けに1,100店舗(2025年6月23日付けPR情報参照)に導入されるなど、一定の市場での優位性を獲得しております。一方で、国内のロボット市場は、国内大手企業や海外メーカーなども参入し競争は激化しており、市場シェアを維持獲得するためには、価格、性能や製品ラインアップの拡大が必要不可欠です。ロボット事業を成長軌道に乗せ収益基盤を確立するため、製品バージョンアップや新機種・新分野への研究・開発資金及び販売増加にともなう運転資金の確保が必要な状況にあります。このため、2026年4月1日に、第9回新株予約権565百万円(新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額)を発行しました。この資金使途は、既存事業(基板事業及び半導体事業)の運転資金120百万円のほか、ロボット事業の運転資金として245百万円及びロボット事業の研究開発資金として200百万円を予定しております。なお、本日現在、第9回新株予約権のうち、119百万円の権利行使がなされ、そのうち35百万円をロボット事業の運転資金に充当しております。

2021年からこれまでに行った資金調達と調達資金の充当状況の概要は以下の通りです。

<2021年からこれまでに行った資金調達と調達資金の充当状況>

(単位:百万円)

発行日	2021/4/16発行(2021.3.26提出)				
株式	具体的な資金使途	予定金額	支出予定時期	充当済金額	充当時期
	a.金融債務の弁済金	115	2021年12月	115	2021年4月
	b.運転資金	185	2021年4月~2021年12月	185	2021年12月
	合計	300		300	
第2回 新株予約権	具体的な資金使途	予定金額	支出予定時期	充当済金額	充当時期
	a.運転資金	180	2021年4月~2024年12月	169	2024年4月
	合計	180		169	(行使期間満了)
発行日	2024/4/10発行(2024.3.1提出)				
株式	具体的な資金使途	予定金額	支出予定時期	充当済金額	充当時期
	a.金融債務の弁済金	139	2024年4月~6月	139	2024年4月
	b.運転資金	48	2024年4月~2024年12月	48	2024年6月
	合計	187		187	
第3回 新株予約権	具体的な資金使途	予定金額	支出予定時期	充当済金額	充当時期
	a.新規事業への設備投資	119	2024年6月~2029年4月	-	-
	b.ペロブスカイト太陽電池への設備投資(支出予定時期変更後)	106	2024年11月~2026年12月	-	-
	c.新規事業推進のための事業買収資金	282	2024年6月~2029年4月	-	-
	合計	507		-	
発行日	2024/8/30発行(2024.8.7提出)				
株式	具体的な資金使途	予定金額	支出予定時期	充当済金額	充当時期
	a.金融債務の弁済金	139	2024年12月	139	2024年12月
	b.ペロブスカイト太陽電池のガラス、フィルム型両用プラントへの設備投資	389	2024年9月~2025年12月	389	2024年9月~2024年11月
	b.2ペロブスカイト太陽電池のガラス、フィルム型両用プラントへの設備投資(輸入消費税)(資金使途変更後)	102	2024年9月~2025年3月	102	2025年3月
	c.ペロブスカイト太陽電池製造のための現有設備増設投資	82	2024年9月~2025年12月	82	2024年9月~2025年12月
	d.ガラス基板の調達資金(資金使途変更後)	85	2025年2月~2025年12月	85	2025年9月~2025年12月
	合計	797		797	

発行日		2024/10/30発行(2024.9.19提出)			
	具体的な資金用途	予定金額	支出予定時期	充当済金額	充当時期
株式	a.ペロブスカイト太陽電池の製造設備への設備投資(本設備投資残金) (支出予定時期変更後)	394	2024年10月~2025年12月	394	2025年1月~2025年10月
	合計	394		394	
	2024/10/30発行(2024.9.19提出)				
第4回 新株予約権	具体的な資金用途	予定金額	支出予定時期	充当済金額	充当時期
	a.ペロブスカイト太陽電池の製造設備への設備投資(本設備投資残金) (支出予定時期変更後)	29	2024年11月~2025年12月	29	2026年4月
		80	2024年11月~2025年12月	80	2025年1月~2026年1月
	合計	109		109	
2025/4/18発行(2025.3.31提出)					
第5回~ 第8回 新株予約権	具体的な資金用途	予定金額	支出予定時期	充当済金額	充当時期
	a.ペロブスカイト太陽電池事業設備投資他	2,104	2025年4月~2027年12月	-	-
	合計	2,104		-	-
2026/4/1発行(2026.3.13提出)					
株式	具体的な資金用途	予定金額	支出予定時期	充当済金額	充当時期
	a.借入金返済(ADR2026年末返済分)	112	2026年4月~2026年6月	112	2026年4月
	b.運転資金(既存事業)	82	2026年4月~2026年12月	16	2026年4月
	合計	194		128	
第9回 新株予約権	具体的な資金用途	予定金額	支出予定時期	充当済金額	充当時期
	c.運転資金(既存事業)	120	2026年4月~2026年12月	-	-
	d.ロボット事業(運転資金)	245	2026年4月~2027年12月	35	2026年4月
	e.ロボット事業(研究開発)	200	2027年1月~2028年12月	-	-
	合計	565		35	

第5回~第8回新株予約権証券の発行条件及び具体的な資金用途は、以下の通りです。

## &lt; 第5回～第8回新株予約権証券の発行条件 &gt;

	第5回～第8回新株予約権証券				合計 第5回～第8回
	第5回	第6回	第7回	第8回	
(1) 新株予約権の総数 (1個につき100株)	23,341個	19,099個	16,161個	14,004個	72,605個
(2) 発行価額					
1個あたり	232.00円/個	196.00円/個	173.00円/個	155.00円/個	-
総額	5,415,112円	3,743,404円	2,795,853円	2,170,620円	14,124,989円
(3) 当該発行による潜在株式数	2,334,100株	1,909,900株	1,616,100株	1,400,400株	7,260,500株
(4) 資金調達額 * 1	530,587,612円	528,965,904円	528,028,353円	527,320,620円	2,114,902,489円
(5) 行使価額	225円/株	275円/株	325円/株	375円/株	-
(6) 割当日	2025年4月18日				-
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。				
(8) 権利行使期間	2025年4月21日から2030年4月22日まで				
(9) その他	<p>自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件</p> <p>当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の割当日から起算して6ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p>				

\* 1 調達資金の額は、一連の新株予約権証券の発行時の払込金額の総額に一連の新株予約権証券の行使に際して出資される財産の価額を合算した額です。なお、調達資金の額は、発行要項に従い、行使価額が調整された場合には、増加又は減少する可能性があります。また、一連の新株予約権証券の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

< 第 5 回～第 8 回新株予約権証券の発行並びに行使により調達する資金の具体的な使途 >

（2026年 3 月13日付け資金使途等変更開示資料より抜粋）

具体的な資金使途	金額	支出予定時期
a . ペロブスカイト太陽電池事業 設備投資	615百万円	2025年 4 月～2027年12月
b . ペロブスカイト太陽電池事業 運転資金	152百万円	2025年 7 月～2026年12月
	計 768百万円	
c . ロボット事業 運転資金	330百万円	2025年 4 月～2027年12月
d . ロボット事業 研究開発資金	356百万円	2025年 9 月～2026年12月
	計 686百万円	
（新規事業）		
e . EC（電子商取引）事業 運転資金	100百万円	2025年 7 月～2027年12月
f . AI高速カメラ事業 設備&運転資金	98百万円	2025年 7 月～2027年12月
g . 電子調光事業 設備&運転資金	99百万円	2025年 7 月～2027年12月
h . 太陽光パネルリサイクル事業 合弁会社設立	100百万円	2025年 7 月～2026年12月
	計 397百万円	
i . ペロブスカイト太陽電池事業 設備投資	252百万円	2027年 1 月～2027年12月
合 計	2,104百万円	

本届出書提出日現在、上記第 5 回～第 8 回の新株予約権の行使による調達額は、第 5 回新株予約権171,200株で行使総額は38百万円、第 6 回～第 8 回の行使による調達額はありません。

（今回の資金調達の目的及び理由）

前回2026年 4 月の資金調達は、新株発行による A D R 等の債務の弁済、既存事業の資金不足への対応及び第 9 回新株予約権の発行によるロボット事業の全般的な運転資金・研究開発資金を目的としたものであります。本第三者割当増資は、I W R 社が新たに市場投入を予定する「業務用トイレ掃除ロボット（T 1）」（以下、「トイレ掃除ロボット」といいます。）について、400台分の特注部材を一括発注するために必要となる資金395百万円を、確実に確保することを目的とするものであり、新株発行によることから、払込期日に一括して資金を確保できるため、発注時50%、出荷時50%という仕入先の支払条件に対応し、量産開始時期を逸しないために必要不可欠であると判断いたしました。

なお、ロボット事業運転資金につきまして、前回2026年 4 月の第 9 回新株予約権の発行と今回の新株発行による資金調達の主な相違点をまとめると以下の通りです。

## &lt; 前回と今回の資金調達の比較 &gt;

項目	前回（2026年4月）の資金調達	今回（2026年7月）の資金調達
資金調達の方法	新株予約権（第9回新株予約権）	新株発行（金銭出資395百万円）
新株予約権の行使により調達する資金総額	565百万円	-
新株予約権の行使済金額（本届出書提出日現在）	119百万円 * 2	-
対象事業	ロボット事業	ロボット事業
資金使途	ロボット事業運転資金（既存製品のJ30、J35シリーズ及び窓ふきロボットのOEM機種245百万円）* 1 及び研究開発資金（200百万円）	ロボット事業の運転資金（新製品トイレ掃除ロボット400台分の部材代一括発注資金395百万円）* 1
資金充当状況（本届出書提出日現在）	運転資金に35百万円を充当済 * 2	-
資金支出時期	2026年4月～2028年12月	2026年7月～12月の短期集中支出（緊急性が高い）
資金調達の確実性	新株予約権の行使に依存（資金調達時期は不確定）	新株発行により払込日（2026年7月1日）時点で確実に調達可能
割当先	既存株主及び債権者	ロボット事業推進に寄与するグローバルな投資グループの運営するファンド

\* 1 第9回新株予約権に係るロボット事業運転資金245百万円は、既存OEM機種の仕入・販売活動及び既存ロボット事業の運営資金（人件費及びその他諸経費）を対象としており、今回のトイレ掃除ロボットの400台分の特注部材一括発注に必要な資金395百万円は含んでおりません。

\* 2 第9回新株予約権の行使済の119百万円のうち、IWR社に運転資金として67百万円を貸付金として貸付け、IWR社はこのうち35百万円をロボット事業の運転資金に充当しております。第9回新株予約権の行使済119百万円から貸付金67百万円を除いた残額の52百万円については、当社にて、手許預金で管理しております。

ロボット事業は、当社の将来の成長を牽引する最重要部門と位置づけております。今回の資金調達は、以下の理由から、迅速にトイレ掃除ロボットの量産に必要な資金を確保し、清掃業界における人手不足という課題に対応し、業務用清掃ロボット市場における当社グループの事業基盤の早期確立を図ることを目的としております。

## (1) トイレ掃除ロボットの製造に必要な部材の一括発注の必要性

今回の調達資金395百万円は、当社が成長牽引製品と位置付けているトイレ掃除ロボット400台分の部材一括発注の前払金及び出荷時残金の支払いに充当いたします。トイレ掃除ロボットは、以下の特徴を有しており、一括発注により製品原価の低減、製品の高品質・信頼性の維持、そして、迅速な製品供給が実現できます。

## &lt; トイレ掃除ロボットの特徴 &gt;

- ・ AI 認識による広範な清掃カバー率

AI 画像認識により便器の形状を瞬時に識別し、便座・内壁・側壁のほぼ全域99%（当社調べ）を自動で清掃します。汚れやすい箇所を判断してクリーニングする技術は、従来のロボットにはない優位性を持ちます。

- ・ 日本の厳しい衛生基準への適合

便器の「内側 外側 フチ」の順で清掃消毒を行い、スマートブラシヘッドの自動交換により交差汚染を徹底排除する仕組みは、日本の高い清掃基準（公益社団法人ビルメンテナンス協会が独自に策定したトイレ清掃手順マニュアル等）に完全対応した設計です。

## &lt; 一括発注による低価格・高品質・信頼性の実現 &gt;

- ・ 仕入原価低減と品質の追求

トイレ掃除ロボットの製造には、当社独自仕様の電子部品をはじめ複数のアーム部品、ドック部品、内外装部品等の特注部材の外部調達が必要になります。この特注部材を一括発注することで、部材原価を約50%程度低減することが見込まれ、高い価格競争力を実現できるとともに、各特注部材の同一ロット生産数を高めることにより、部材品質のばらつきを抑え製造歩留まりを向上させることで、最終製品不良率を低下させ、低コストと品質向上の相乗効果が得られます。

- ・「メイド・イン・ジャパン」へのこだわり

部材を中国から輸入し、当社花泉工場（岩手県）で組み立て・検査を行うことで、信頼の日本製ブランドとして提供します。部材発注から最終製品完成までは、約5カ月の製造リードタイムを要するため、先行した資金確保が必要になります。

- ・清掃業界の人手不足と大手企業からの引き合いへの対応

現在、日本の清掃業界は高齢化と人手不足に直面しており、特に負担の大きいトイレ清掃の自動化は急務となっています。人手不足を解決し、均一な清掃品質を維持できるトイレ掃除ロボットは、オフィスビル、大型商業施設、公共施設など多方面から期待を寄せられており、高いレベルの清掃手順や清掃方法を求める大手企業・施設運営事業者等との間で、導入可能性に関する協議・商談を進めております。これら大手顧客の期待に応えるべく、低価格・高品質、かつ、一定の在庫を保有し短納期を実現するため、量産に必要な部材の一括発注は必要になります。

## (2) 戦略的投資グループとの連携

後述する、今回の割当予定先であるXL PIPE I LPFの業務執行者であるAmple Harvest Capital (Hong Kong) Limitedが属するAmple Harvest Finance Group（上海豊実金融サービス（集団）有限公司）\*は、以下の点から、当社を、トイレ掃除ロボットの優位性を、市場における競争力の向上および事業拡大へとつなげるための戦略的なパートナーとして位置付けています。

- ・精緻なマーケティング力と分析力

Ample Harvest Finance Groupは、2010年、中国最大の公募ファンドである嘉実基金と共同で設立され、アリババ、テンセント、JD.com、ビリビリ、iQIYI、ワンダ・コマーシャル・グループ、シャオミ、フォースン・ツーリズム、ボナ・フィルム・グループ、CATL、STAR CM、ウィニン グヘルステクノロジー、SKB B10-Bなど、中国の主要企業への投資を実施。さらに、米国シリコンバレーのハイテク企業（SpaceLink、Neuralinkなど）への投資も展開し、米国のファミリーキャピタルとの協力によりクロスボーダーM&Aを多数実施。幅広い分野での投資活動を展開しており、また、過去1年半にわたり、日本市場における各種業務用清掃ロボットメーカーを詳細に調査・研究した結果、iwith robotics が現在日本市場で最も将来性のある業務用清掃ロボットブランドであるとの結論に至りました。その精緻なマーケティング力とロボット市場分析力を活用し、製品の付加価値を最大化するターゲット選定と収益規模の早期拡大のための販売戦略を構築します。

- ・グローバルネットワークの活用

Ample Harvest Finance Groupが持つ上述のような大手企業経営層の人的ネットワークへのアクセスは、国内に留まらず、日本発のトイレ掃除ロボットをグローバルに展開するための強力な足掛かりとなります。

\* XL PIPE I LPFの業務執行者であるAmple Harvest Capital (Hong Kong) Limitedは、Ample Harvest Finance Group傘下のShanghai Ample Harvest Equity Investment Management Co., Ltd.が100%株式を保有する会社であり、同グループの関係会社です。

上記(1)及び(2)により、当社は、上述の低価格・高品質、かつ、短納期を実現し、トイレ掃除ロボットのテクノロジーと当社の自社工場での国内製造（組立検査）を実現するとともに、上記のグローバルな投資グループと戦略的に連携することで、トイレ掃除ロボットを当社の収益基盤事業として迅速かつ高いレベルで確立し、中長期的な企業価値を向上させるため、今回の資金調達は、きわめて重要な戦略と位置付けています。

## (3) 既発行新株予約権の消却

当社は、2026年6月15日開催の取締役会において、2025年3月31日に発行決議し、2025年4月18日に発行いたしました当社第8回新株予約権（以下「本第8回新株予約権」といいます。）について、本日公表しております「第8回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ」のとおり、下記記載の内容で、2026年7月15日（予定）において、残存する本新株予約権の全部を取得するとともに、取得後ただちに全部を消却することを決議いたしました。

## 1) 取得及び消却する新株予約権の内容

(1) 発行した新株予約権の個数	本第8回新株予約権 14,004個
(2) 新株予約権の割当日	2025年4月18日
(3) 新株予約権の発行時払込金額	発行時払込金額2,170,620円 (本第8回新株予約権1個につき155.00円)
(4) 新株予約権の行使時払込金額（行使価額）	行使時払込金額525,150,000円（1株につき375円）
(5) 新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 1,400,400株
(6) 新株予約権の残存数（2026年6月15日時点）	本第8回新株予約権14,004個 (本第8回新株予約権1個当たり100株)
(7) 取得金額	総額2,170,620円 (本第8回新株予約権1個につき155.00円)
(8) 新株予約権の取得日及び消却日	2026年7月15日（予定）

## 2) 取得及び消却を行う理由

本第8回新株予約権は、1株当たりの行使価額が375円と、現在の当社株価水準を大きく上回っており、現時点において行使による資金調達の蓋然性が低い状況にあります。当社は、多様な資金調達手段を検討し、総合的に勘案した結果、本第三者割当増資による資金調達は、当初から資金を確保することが可能であり、当社のロボット事業へ必要な成長資金を適時に投入することができることから、現時点における最良の選択であると判断いたしました。これにともないまして、潜在株式による将来の株式の希薄化を排除し、資本構成を最適化するために、本第8回新株予約権を発行要項に基づき消却することといたしました。

本第8回新株予約権と同時に2025年4月18日に割当先11社に対して発行した第5回新株予約権（行使価額225円）、第6回新株予約権（行使価額275円）及び第7回新株予約権（行使価額325円）は、今回、取得及び消却の対象としておりません。その理由は、当初予定した資金使途（ペロブスカイト太陽電池事業、ロボット研究開発及びその他新規事業）に充当すべく引き続き資金調達の可能性を残すためです。

なお、第5回新株予約権、第6回新株予約権及び第7回新株予約権のいずれの行使価額も、現在の当社株価水準を大きく上回っており、現時点において行使による資金調達の蓋然性が低い状況であります。このような状況において、当社は、前回まで及び今回調達した資金で、既存事業（基板事業及び半導体事業）の運転資金を確保し、受注拡大に向けて営業活動を推進するとともに、ロボット事業についても、運転資金の確保により既存製品の即納体制をとるとともに、新製品のトイレ掃除ロボットを早期に市場投入します。これらの方策により、売上・利益を上げることで株価が上昇し、第5回新株予約権、第6回新株予約権及び第7回新株予約権の権利行使が進むものと考えております。

## 3) 消却に伴う資金使途の変更

当社が本日公表しております「新株予約権（第5回～第7回）発行による調達資金の資金使途の変更に関するお知らせ」に記載のとおり、2026年3月13日付「新株予約権（第5回～第8回）発行による調達資金の資金使途及び支出時期変更に関するお知らせ」にてお知らせしました新株予約権証券の調達資金の資金使途を、以下のとおり、変更いたします。

本第8回新株予約権の取得及び消却に伴って525百万円の調達見込みが無くなることとなりますが、これについては、2025年4月18日の発行当初の資金使途として想定していた各事業の優先順位、ロボット事業における研究開発の必要性及び今回のトイレ掃除ロボットの運転資金の確保状況を踏まえ、ロボット事業の運転資金330百万円の減額（330百万円 0百万円）及びロボット事業の研究開発資金195百万円の減額（356百万円 161百万円）にて対応いたします。具体的な変更内容は、下表のとおりです（変更箇所は下線（  ）を付して表示しています）。

（2026年3月13日付け開示資料より抜粋）

<第5回～第8回新株予約権証券の発行並びに行使により調達する資金の具体的な使途（変更前）>

具体的な資金使途	金額	支出予定時期
a. ペロブスカイト太陽電池事業 設備投資	615百万円	2025年4月～2027年12月
b. ペロブスカイト太陽電池事業 運転資金	152百万円	2025年7月～2026年12月
	計768百万円	
c. <u>ロボット事業</u> 運転資金	<u>330百万円</u>	<u>2025年4月～2027年12月</u>
d. <u>ロボット事業</u> 研究開発資金	<u>356百万円</u>	2025年9月～2026年12月
	計686百万円	
(新規事業)		
e. <u>E C（電子商取引）事業</u> 運転資金	100百万円	2025年7月～2027年12月
f. <u>AI高速カメラ事業</u> 設備&運転資金	98百万円	2025年7月～2027年12月
g. <u>電子調光事業</u> 設備&運転資金	99百万円	2025年7月～2027年12月
h. <u>太陽光パネルリサイクル事業</u> 合弁会社設立	100百万円	2025年7月～2026年12月
	計397百万円	
i. <u>ペロブスカイト太陽電池事業</u> 設備投資	252百万円	2027年1月～2027年12月
合計	<u>2,104百万円</u>	

本届出書提出日現在、上記第5回～第8回の新株予約権の行使による調達額は、第5回新株予約権171,200株で行使総額は38百万円（充当状況は、上記4～5頁参照）、第6回～第8回の行使による調達額はありません。

変更後の資金使途及び支出予定時期は、以下の通りです。

## &lt; 第5回～第7回新株予約権証券の発行並びに行使により調達する資金の具体的な使途（変更後） &gt;

具体的な資金使途	金額	支出予定時期
a. ペロブスカイト太陽電池事業 設備投資	615百万円	2025年4月～2027年12月
b. ペロブスカイト太陽電池事業 運転資金	152百万円	2025年7月～2026年12月
	計768百万円	
c. ロボット事業 研究開発資金 * 1	161百万円	2025年9月～2026年12月
(新規事業)		
d. EC（電子商取引）事業 運転資金	100百万円	2025年7月～2027年12月
e. AI高速カメラ事業 設備&運転資金	98百万円	2025年7月～2027年12月
f. 電子調光事業 設備&運転資金	99百万円	2025年7月～2027年12月
g. 太陽光パネルリサイクル事業 合弁会社設立	100百万円	2025年7月～2026年12月
	計397百万円	
h. ペロブスカイト太陽電池事業 設備投資	252百万円	2027年1月～2027年12月
合計	1,579百万円	

\* 1 本第8回新株予約権の消却により調達見込みがなくなる525百万円については、各事業の優先順位、既存の開発進捗及び今回のトイレ掃除ロボットの運転資金の確保状況を踏まえ、変更前のロボット事業の運転資金330百万円及び研究開発資金195百万円の合計525百万円を減額することといたしました。

## 具体的な使途

本新株発行（金銭出資）により調達する資金の具体的な使途（発行諸費用控除後）

具体的な資金使途	金額	支出予定時期
運転資金（ロボット事業の部材代一括発注資金）	395百万円	2026年7月～2026年12月
合計	395百万円	

## （調達資金の使途の詳細）

## 運転資金（ロボット事業の部材代一括発注資金）

トイレ掃除ロボットの量産販売に向けて、トイレ掃除ロボット400台分の部材の一括発注のための資金として、395百万円を充当します。400台分の部材を一括発注するには、海外調達のため、部材の発注時に50%の前金と出荷時に残金50%の支払いが必要となり、これをIWR社の資金繰りに反映させると、2026年12月末時点で約409百万円の資金が不足します。今回この不足する資金の一部として395百万円を充当します。400台分の部材の一括発注が必要になる理由は以下の通りです。調達した資金は、IWR社への貸付によりIWR社において運転資金として充当いたします。なお、当社といたしましては、IWR社において不足する資金の一部として上述の395百万円を充当することは、トイレ掃除ロボットを早期に市場投入し、短期的な収益力を高めるとともに、ロボット事業の収益基盤を固めるうえで、現時点において、妥当な金額と判断しております。

## (1) 仕入原価の低減

トイレ掃除ロボットの製造には、当社独自設計及び仕様に基づくパネルユニットをはじめ複数のアーム部品（第一アーム部品及び第二アーム部品）、自清掃ドック部品、フレーム部品、汚水タンク部品、内外装部品等の特注部材の外部調達が必要になります。昨今のエネルギーコストや物資値上がりの影響を受けて、部材価格が上昇しており、コストアップの要因となっています。特注部材のコストアップは、そのまま製品価格を押し上げ、価格競争力を低下させることになるため、今回、この特注部材を一括発注することで、量産効果により仕入原価を約50%程度低減させます。これにより、価格競争力を向上させ、トイレ掃除ロボットの製品力と相まって、ロボット市場において、強い競争優位性を維持することが可能となります。

## (2) 高品質の追求

特注部材の一括発注は、原価低減と同時に、各特注部材の同一ロット生産数を高めることにより、部材品質のばらつきを抑え、製造歩留まりを向上させることができます。製造歩留まりが向上すると納品された特注部材に不良品が混入する比率が低下し、最終製品不良率や納品後の不具合発生率を低下させ、結果として、低コストと高品質の相乗効果が得られます。

## (3) 製造販売までのリードタイム

現時点での生産計画では、部材発注から当社工場での最終製品組立・検査の完成までは、約5カ月間の製造リードタイムを要するため、短納期で迅速に顧客に製品を供給するには、一定の製品在庫を持つことが必要になり、部材の早期先行手配が必須となります。

<資金調達の方法として本第三者割当増資を選定した理由>

当社は、ロボット事業を、当社の将来の成長を牽引する最重要部門と位置づけており、トイレ掃除ロボットの市場投入により、当社の収益基盤を確固たるものにするための資金調達方法として、間接金融及び直接金融（公募増資、株主割当増資並びに第三者割当増資）を検討いたしました。

その結果、間接金融については、当社は、ADR手続きは終了したものの、収益基盤は確立しておらず、継続企業の前提に疑義が継続している状況下で、迅速に多額の資金融資を受けることは困難であると判断しました。直接金融のうち公募増資については、継続企業の前提に疑義がある状態では引受証券会社を見つけることが困難であることが想定されること、また株主割当増資の場合は、失権により想定した資金が集まらない可能性があることから困難であると判断し、迅速かつ確実な資金調達の観点から、直接金融による第三者割当増資が最も適していると判断いたしました。

また、今回の割当予定先であるXL PIPE I LPFの業務執行者であるAmple Harvest Capital (Hong Kong) Limitedの関係グループであるAmple Harvest Finance Group（上海豊実金融サービス（集団）有限公司）は、上述の通り、精緻なマーケティング力と分析力及び大手企業の経営層の人的ネットワークへのアクセス、グローバルな投資実績を背景としており、当社のロボット事業を強力に推進するパートナーとして最適であり、中長期的に株主価値の増大が期待できることから、第三者割当による新株発行を選択することとしました。

なお、第三者割当による新株発行は、一定の希薄化を生じることから、上述のとおり、潜在株式による将来の株式の希薄化を排除し、資本構成を最適化するために、本第8回新株予約権を発行要項に基づき消却することといたしました。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

以下「a. 割当予定先の概要」、「b. 提出者と割当予定先との間の関係」、及び「c. 提出者と割当予定先の業務執行組員との間の関係」の欄は、別途時点を明記していない限り、本届出書提出日現在におけるものであります。

<XL PIPE I LPF>

a. 割当予定先の概要	名称	XL PIPE I LPF	
	所在地	Suites 2005-6 Tower 6 The Gateway Harbour City 9 Canton Rd Tsim Sha Tsui KLN Hong Kong	
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。	
	出資額	452,642,697円	
	組成目的	投資	
	主たる出資者及びその出資比率	Ample Color Holdings Limited（豊彩控股有限公司） 100%	
	業務執行組員又はこれに類する者	名称	Ample Harvest Capital (Hong Kong) Limited（豊收資本（香港）有限公司）
		所在地	Room 607, Yen Sheng Centre, 64 Hoi Yuen Road, Kwun Tong, Kowloon, Hong Kong
		国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
		代表者の役職及び氏名	Director CHONG Chun Ho Louis
事業内容		投資事業	
資本金		800,000USドル（円換算額：127百万円、換算レート：1米ドル = 159.93円）	
主たる出資者及び出資比率		上海豊実股権投資管理有限公司 100%	
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。	
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。	
c. 提出者と割当予定先の業務執行組員との間の関係	Ample Harvest Capital (Hong Kong) Limited（豊收資本（香港）有限公司）		
	出資関係	該当事項はありません。	
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。	

## d．割当予定先の選定理由

当社は、上記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途 資金調達目的（今回の資金調達の目的及び理由）」に記載した資金使途に充当するための機動的かつ確実な資金調達方法について、複数検討してまいりました。

そのような中で、IWR社の取締役である程時勝氏は、2026年1月に、当社の大株主（本日現在の議決権割合1.02%の株式を所有）であるスマート永輝有限責任事業組合の組合員である永輝商事株式会社の取締役会長山下健伸氏より、今回の割当予定先であるXL PIPE I LPFの業務執行者であるAmple Harvest Capital (Hong Kong) Limitedの取締役CEOであり、今回の投資提案及び協議に関与した盧長祺 (Lu Changqi)氏（以下「盧氏」といいます。）の紹介を受けて盧氏と複数回面談しました。その後、当社は、2026年3月20日に程時勝氏より、当社代表取締役の星彰治及び小峰衛宛のメールにて、盧氏の紹介を受けるとともに、当社への増資引き受けに関心があるとのことで、盧氏からの増資の引き受けの提案書が、同氏の略歴書とともに送付されてきました。

\* 盧長祺 (Lu Changqi) 氏は、割当予定先のXL PIPE I LPFの業務執行者であるAmple Harvest Capital (Hong Kong) Limitedの取締役CEOであり、また、同社に100%出資するShanghai Ample Harvest Equity Investment Management Co., Ltd. (上海豊実股権投資管理有限公司)の親会社である中国の金融グループ、上海豊実金融サービス(集団)有限公司 (Ample Harvest Finance Group)の過半数の株式を保有する実質オーナーであります。

程時勝氏からのメール内容は、

- 1) 盧氏は、過去1年半に渡り、日本市場における各種業務用清掃ロボットメーカーを詳細に調査・研究した結果、IWR社が現在日本市場で最も将来性のある業務用清掃ロボットブランドであるとの結論に至ったこと
- 2) 盧氏は、日本の大手商社をはじめとする、IWR社ロボットの優良な潜在顧客企業のリソースを有しており、これら企業の最高経営層に直接アクセスできる人脈を有していること
- 3) 盧氏は、中国の大手ファンド運用会社の一つである嘉实基金(カシーファンド)と合併で、構造的金融商品を活用したメザニン融資・M&A業務を専門に展開し、その後、豊実パートナー、豊実金融、豊実株式などのプラットフォームを設立し、10数社の中央企業・大手国有企業と産業ファンドを設立、運用資産及び完了した取引規模は累計で300億人民元(約6,000億円)を超えていること

等が記載されておりました。

その後、2026年4月8日、IWR社取締役の程時勝氏が盧氏とIWR本社にて面談し、増資引き受け条件及び市場戦略について協議しました。そして、2026年5月13日に当社代表取締役星彰治と小峰衛が盧氏と面談し、本新株式の発行条件及び今後の事業協力量針等について協議し確認しました。この結果、当社としては、ロボット事業の資金調達と事業推進の両面で盧氏の提案を受けることが最善であるとの結論に達し、盧氏との交渉をすすめ、割当予定先に割当をすることを決定しました。

## e．割り当てようとする本新株式の数

割当先の名称	本新株式
XL PIPE I LPF	3,418,900株

## f．株券等の保有方針

XL PIPE I LPFの保有方針につきましては、同ファンドへ100%出資するAmple Color Holdings Limited (豊彩控股有限公司)の取締役で同社に100%出資し実質所有者であるCHONG Chun Ho Louis (莊振豪)氏より当社代表取締役小峰衛宛のメールにて中長期の純投資方針である旨を確認しております。

なお、当社は、上記割当予定先に割り当てられた本新株式の全部又は一部を本新株式発行日から2年以内に、譲渡した場合には、その内容を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することについての確約書を本新株式の割当予定先より、取得する予定であります。

## g．払込みに要する資金等の状況

XL PIPE I LPFについては、すべての取引金融機関の取引口座の2026年4月17日時点及び2026年6月12日時点までの一定期間の取引明細履歴を入手し、払込に必要な資金が確保できていることを確認しております。また、当該資金は、XL PIPE I LPFの100%出資者であるAmple Color Holdings Limited（豊彩控股有限公司）の自己資金であることを、同社の取締役で全株式を所有するCHONG Chun Ho Louis（莊振豪）氏より当社代表取締役小峰衛宛にメールにて確認しております。

## h．割当予定先の実態

割当予定先から割当予定先が反社会的勢力との取引関係及び資本関係を一切有していないことを示す確認書の提出を受け、割当予定先の関係者、役員又は議決権を持つ出資者その他の関係者に反社会的勢力との一切の関係がないことを確認いたしております。XL PIPE I LPF及び関連する当事者について、第三者調査機関である株式会社ディークエストホールディングス（本社：東京都千代田区神田駿河台3-4 龍名館本店ビル5階 代表取締役 脇山太介）の調査により、反社会的勢力との関係を示す情報は確認されなかったとの報告を受けており、当社はその調査報告書を確認いたしました。また、上記に加えて、当社が独自に行ったインターネット検索による上記割当予定先並びに関連する個人及び法人（役員及び主要株主を含む。）に関する報道や評判等の調査結果も踏まえて、当社は、上記割当予定先並びに関連する個人及び法人はいずれも反社会的勢力と関わりがないものと判断しております。

上記手続きの結果、当社は、割当予定先のXL PIPE I LPF及びその関係者、役員又は議決権を持つ出資者その他の関係者に法令違反等の事実は有しないものと判断いたしました。また、当社、監査役会の見解も同様です。

以上により当社は、上記割当予定先並びに関連する個人及び法人（役員及び主要株主を含む。）は、反社会的勢力とは一切関係がないと判断し、これに係る確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

本新株式につきましては、譲渡制限は付されておられません。

### 3【発行条件に関する事項】

#### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式の発行価額につきましては、当社を取り巻く事業環境、業績動向、財務状況、株価動向等を総合的に勘案し、本新株発行に係る発行決議日の直前取引日（2026年6月12日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値130円の90.00%である117円といたしました。発行価額を10.00%ディスカウントした理由としましては、発行条件の交渉にあたり割当予定先から、当社の直近業績が悪化するなかで、現時点での資金拠出はリスクを伴うことを理由に、本新株式の発行価額を、発行決議前日の株価終値もしくは最大過去6カ月の平均株価のいずれかの90%の低い方の株価とするという一定のディスカウント要望があったことから、当社としても資金調達の緊急性があること、また、割当予定先の今後の事業協力量針の意向を勘案し、株価下落リスクを踏まえて、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（下記参照）を超えない範囲で相応のディスカウントはやむを得ないと判断した結果によるものであります。

（本新株式の発行の必要性）

当社は、ロボット事業を、当社の成長を牽引する最有力部門と位置づけており、とくにその中核製品となるトイレ掃除ロボットの低価格・高品質、かつ、短納期を実現し、市場優位性をいち早く確保するためには、製造に必要な部材の一括発注が必要になりますが、現状では、一括発注すると、2026年12月末時点で最大約409百万円の資金が不足します。このため不足する成長資金を確保し、当社の収益基盤事業として高いレベルで確立するとともに、さらに、日本発のトイレ掃除ロボットをグローバルに展開するための資金的な強力な足掛かりを築き、中長期的な企業価値を加速させて向上させるため、今回の資金調達は、きわめて重要な戦略であることから、本新株式の発行の必要性を取締役会において審議し必要不可欠であると判断いたしました。

（発行価額について）

当社は、成長をけん引するロボット事業に投入する資金調達が急務である状況下で、今回の割当先であるXL PIPE I LPFからの直近株価から10%程度のディスカウントした価格との具体的な条件提示を受けました。当社としては、部材代一括発注という目先資金の早期調達が可能であること、また、XL PIPE I LPF及びその関係者が有する日本国内外のネットワークを活用した営業支援・事業展開上の協力が期待できることから、中長期的な企業価値及び株主価値の向上に資する可能性があることと判断し、この発行条件を受け入れることといたしました。

当社取締役会としても、発行価額は、東京証券取引所における発行決議の直前取引日の当社株式の市場価額（以下、「当社株価」という。）の90.00%であり、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」も取締役会決議の直前営業日の価格に0.9を乗じた額以上の価額であることとされていることから、有利発行に該当しない範囲内のディスカウントであり、適切であると判断しております。

なお、当該発行価額は、過去1ヶ月間の終値単純平均値である130円（1円未満を四捨五入。以下、終値の単純平均値の算出について同じとします。）に対し10.00%（小数点以下第3位を四捨五入）のディスカウント、過去3ヶ月間の終値単純平均値である153円に対して23.53%（小数点以下第3位を四捨五入）のディスカウント及び過去6ヶ月間の終値単純平均値である167円に対して29.94%（小数点以下第3位を四捨五入）のディスカウントとなっております。

また、本新株発行に係る取締役会に出席した当社監査役3名（うち2名は社外監査役）全員より、本新株式の払込金額は、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準にしており、直近の株価が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると判断したうえで、取締役会決議の直前営業日における終値を基準として割当予定先と交渉が行われていること、及び上述の日本証券業協会の指針に基づいて決定されていることを考慮すると、特に有利な払込金額には該当しないとの判断をしたことについて合理的である旨の意見を得ております。

#### (2) 発行数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

本新株式の交付株式数は、3,418,900株（議決権個数は34,189個）であり、2026年6月15日現在の当社発行済株式総数51,164,275株に対して6.68%、同日現在の議決権総数511,493個に対しては6.68%となります。また、本有価証券届出書提出日前6か月以内である2026年4月1日付で割り当てられた株式数2,294,200株（議決権22,942個）及び新株予約権にかかる株式数3,277,700株（議決権32,777個）を、本第三者割当増資により増加する株式数に合算した総株式数は8,990,800株（議決権数89,908個）であり、これは、2026年3月31日時点の当社発行済株式総数である48,169,775株及び議決権数481,548個を分母とする希薄化率は、発行済株式数で18.66%、議決権数で18.67%に相当します。そのため、本第三者割当による新株式の発行により、一定の希薄化が生じることになります。

しかしながら、本新株式の発行による資金調達は、上記「4 新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途」に記載した資金使途に充当する予定であり、当社の企業価値及び株主価値の向上に寄与できるものと考えられ、希薄化の程度を踏まえても、今回の募集規模は合理的であると判断しております。

**4【大規模な第三者割当に関する事項】**

該当事項はありません。

**5【第三者割当後の大株主の状況】**

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
ニューセンチュリー有限責任 事業組合	東京都品川区大井 1 丁目23番 1 号	7,740,155	15.13%	7,740,155	14.18%
王 馳	東京都品川区	6,403,194	12.52%	6,403,194	11.73%
那須マテリアル株式会社	栃木県大田原市北金丸2122	3,999,700	7.82%	3,999,700	7.33%
XL PIPE I LPF	Suites 2005-6 Tower 6 The Gateway Harbour City 9 Canton Rd Tsim Sha Tsui KLN Hong Kong	-	-	3,418,900	6.27%
渡邊 敏行	神奈川県横浜市旭区	1,574,000	3.08%	1,574,000	2.88%
楽天証券株式会社共有口	東京都港区南青山 2 丁目 6 番21号	922,000	1.80%	922,000	1.69%
INTERACTIVE BROKERS LLC	ONE PICKWICK PLAZA GREE NWICH, CONNE CTICUT 0683 0 USA	736,700	1.44%	736,700	1.35%
スマート永輝有限責任事業組 合	東京都品川区大井 1 丁目23-1 カ クタビル7 F	522,719	1.02%	522,719	0.96%
FUTU SECURITIES IN TERNATIONAL (HONGKONG) LIMITED	UNIT C1-2, 13/F., UNITED CENTRE, NO.95 QUEENSWAY,ADMIRALTY HONG KONG	426,400	0.83%	426,400	0.78%
LI KE	東京都千代田区	422,900	0.83%	422,900	0.77%
BNYM AS AGT/CLTSN ON TREATY JASDEC	240 GREENWICH STRE ET,NEW YORK, NEWYORK 10286 U.S.A.	343,000	0.67%	343,000	0.63%
計		23,090,768	45.14%	26,509,668	48.58%

(注) 1. 所有株式数につきましては、2025年12月31日時点の株主名簿に記載された株数に、本届出書提出日現在までにあらたに発行された株式数を加えた数を基準として記載しております。

2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、上記(注)1記載の所有株式数及び所有議決権数に、本第三者割当増資により発行される普通株式の数(3,418,900株)及び議決権数(34,189個)を加算し、作成しております。

3. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合につきましては、小数点第3位を四捨五入して計算しております。

**6【大規模な第三者割当の必要性】**

該当事項はありません。

**7【株式併合等の予定の有無及び内容】**

該当事項はありません。

**8【その他参考になる事項】**

該当事項はありません。

**第4【その他の記載事項】**

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

### 第1【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1．事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第51期、提出日2026年3月26日）（以下「有価証券報告書」といいます。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2026年6月15日）までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、追加事項はありません。

### 2．臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の第51期有価証券報告書の提出日（2026年3月26日）以降、本有価証券届出書提出日（2026年6月15日）までの間において、以下の臨時報告書を東北財務局長に提出しております。（2026年3月26日提出の臨時報告書）

#### 1 提出理由

2026年3月26日開催の当社第51回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
2026年3月26日

(2) 当該決議事項の内容

##### 第1号議案 剰余金処分の件

繰越利益剰余金は3,046,443,526円の欠損のため、会社法第452条に基づき、その他資本剰余金3,046,443,526円を繰越利益剰余金に振り替えることにより繰越利益剰余金の欠損を填補するものであります。

##### 1．剰余金処分の内容

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 3,046,443,526円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 3,046,443,526円

(3) 増加後の剰余金の項目及びその残高

その他資本剰余金 528,428,496円

繰越利益剰余金 0円

##### 2．日程

(1) 取締役会決議日 2026年2月16日

(2) 株主総会決議日 2026年3月26日

(3) 効力発生日 2026年3月26日

##### 第2号議案 取締役6名選任の件

取締役として、星彰治、小峰衛、渡邊敏行、王馳、江幡誠及び本郷邦夫の6氏を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	230,337	4,364	-	(注) 1	可決（98.14％）
第2号議案					
星 彰治	231,927	4,647	-	(注) 1	可決（98.04％）
小峰 衛	231,938	4,636	-	(注) 1	可決（98.04％）
渡邊 敏行	231,448	5,126	-	(注) 1	可決（97.83％）
王 馳	231,890	4,684	-	(注) 1	可決（98.02％）
江幡 誠	231,473	5,101	-	(注) 1	可決（97.84％）
本郷 邦夫	231,882	4,692	-	(注) 1	可決（98.02％）

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 賛成割合の計算方法は、事前行使された議決権の数と当日出席した株主の議決権の数の合計数に対する、賛成が確認できた議決権の数の割合である。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上

### 3. 資本金の増減について

有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2026年6月15日）までの間において、以下のとおり変化しております。

年月日	資本金		資本準備金	
	増減額（千円）	残高（千円）	増減額（千円）	残高（千円）
2026年3月27日～ 2026年6月15日	255,467	409,578	255,467	329,578

(注) 上記の増減額は、新株式の発行及び新株予約権の行使による変動です。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第51期)	自 2025年1月1日 至 2025年12月31日	2026年3月26日 東北財務局長に提出
---------	----------------	------------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

**第五部【提出会社の保証会社等の情報】**

該当事項はありません。

**第六部【特別情報】**

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年3月26日

株式会社倉元製作所

取締役会 御中

## 監査法人アリア

東京都港区

代表社員 業務執行社員	公認会計士	茂木 秀俊
代表社員 業務執行社員	公認会計士	山中 康之

## &lt; 連結財務諸表監査 &gt;

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社倉元製作所の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社倉元製作所及び連結子会社の2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社グループは、当連結会計年度において、重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上した。また、経営再建に取り組んでいるが、再生フェーズから再成長フェーズへの転換に向けた資金調達等の課題に目途が付いていない。これらのことから継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、会社は、2026年3月13日開催の取締役会において、第三者割当による株式発行及び第三者割当による第9回新株予約権発行を決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。当監査法人は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に記載した事項のほか、以下に記載した事項を監査報告書において監査上の主要な検討事項として報告すべき事項と判断している。

のれんの評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>【連結損益計算書】及びその注記事項 5 減損損失の内訳に記載のとおり、会社グループでは、当連結会計年度において、のれんの評価に関連して、1,511百万円の減損損失を計上した結果、重要な親会社株主に帰属する当期純損失を計上した。のれんの評価は、会計上の見積りに関する事項で経営者の判断を必要とするものである上、のれん残高が多額に計上されていたことから、減損損失が生じる場合、業績への影響も大きい状況であった。このため、のれんの評価は、監査上、特に重要性が高いと判断したことから、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、左記の監査上の主要な検討事項について、関連する内部統制の検討の上、主に以下対応を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業の状況や今後の見通し、のれんの評価について経営者に質問した。</li> <li>・買収時の計画とその後の実績を比較し、経営者の減損の判定、減損処理の妥当性を検討した。</li> </ul>

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

## < 内部統制監査 >

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社倉元製作所の2025年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社倉元製作所が2025年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## < 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

2026年3月26日

株式会社倉元製作所

取締役会 御中

## 監査法人アリア

東京都港区

代表社員	公認会計士	茂木 秀俊
業務執行社員		
代表社員	公認会計士	山中 康之
業務執行社員		

## &lt;財務諸表監査&gt;

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社倉元製作所の2025年1月1日から2025年12月31日までの第51期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社倉元製作所の2025年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は、当事業計年度において、重要な営業損失、経常損失、当期純損失を計上した。また、経営再建に取り組んでいるが、再生フェーズから再成長フェーズへの転換に向けた資金調達等の課題に目途が付いていない。これらのことから継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、会社は、2026年3月13日開催の取締役会において、第三者割当による株式発行及び第三者割当による第9回新株予約権発行を決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。当監査法人は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に記載されている事項のほか、以下に記載した事項を監査報告書において監査上の主要な検討事項として報告すべき事項と判断している。

関係会社株式の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、当事業年度に、関係会社株式評価損を2,722百万円計上するなどした結果、重要な当期純損失を計上した。関係会社株式の評価は、会計上の見積りに関する事項で経営者の判断を必要とするものである上、関係会社株式残高が多額に計上されていたことから、評価損が生じる場合、業績への影響も大きい状況であった。このため、関係会社株式の評価は、監査上、特に重要性が高いと判断したことから、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、左記の監査上の主要な検討事項について、関連する内部統制を検討の上、主に以下の監査上の対応を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係会社株式の評価について経営者に質問を実施し、経営者評価の合理性を検討した。</li> <li>・関係会社各社の財務情報の信頼性を検討の上、経営者による関係会社株式の評価が正しく実施されているか検討した。</li> </ul>

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

### < 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。